		操作箱の施錠の状況	触診により確認する。	施錠できないこと。
		表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
		破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
(九)	外部への連絡装置（令第百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーターを除く。）	設置及び作動の状況	通電時及び電源遮断時に外部との連絡ができるか確認する。ヘリコプターの発着の用に供される屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの（以下「ヘリポート用エレベーター」という。）にあっては、屋上と他の出入口との連絡ができるかを併せて確認する。	イ　令第百二十九条の十第三項第三号の規定に適合しないこと、連絡装置が作動しないこと又は操作が容易にできないこと、若しくはヘリポート用エレベーターにあってはエレベーター特殊告示第一第八号ロの規定に適合しないこと。 ロ　通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。
(十)	かご内の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機を運転できること。
(十一)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第百二十九条の六第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
(十二)	かごの照明装置	設置及び照度の状況	目視により確認し又は照度計により測定する。	平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第一第八号の規定に適合しないこと。
(十三)	停電灯装置（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。）	設置、作動及び照度の状況	設置の状況を目視により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね一分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	令第百二十九条の十第三項第四号の規定に適合しないこと又は操作注意銘板が容易に認識できないこと。
(十四)	かごの床先（令第百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第一第七	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	令第百二十九条の七第四号の規定に適合しないこと。

	号に掲げるものを除く。）	フェッシャプレートの取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
四　かご上				
(一)	かご上の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
(二)	頂部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(三)	上部リミット（強制停止）スイッチ（間接式のエレベーターに限る。）	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	昇降機が上昇運転できること。
		作動の位置	スイッチの作動の位置がドアゾーン内であることを確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(四)	プランジャーリミットスイッチ（間接式のエレベーターに限る。）	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。
		作動の位置	スイッチによりかごを停止させ、その停止位置を確認する。	スイッチより先にプランジャーストッパーが作動すること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(五)	プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間（間接式のエレベーターに限る。）	すき間の状況	プランジャーストッパーによりかごを停止させ、かごの頂部すき間を測定する。	昇降機の検査標準（JIS A四三〇二）の「かご最上部の機器との頂部すき間」の規定値を満たしていないこと。
(六)	頂部綱車（間接式のエレベーターに限る。）	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。